

**平成 29 年度(平成 30 年度実施)
湯梨浜町共同募金活用助成事業実施要領**

1. 目的

この事業は、共同募金を財源とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的として活動する福祉団体やNPO・ボランティア団体等の実施する事業に対して助成する。

2. 実施主体

湯梨浜町共同募金委員会

3. 助成対象団体

湯梨浜町内のみで活動する非営利の団体等への福祉活動を助成する。

- (1) ボランティアグループ・福祉団体・サロン団体・NPO団体等
- (2) 集落、地縁団体等
- (3) 社会福祉法人等、共同募金運営委員会が必要と認めた団体

4. 助成対象事業

- (1) 助成金の交付対象となる事業は、平成30年度内で実施する社会福祉を目的とする事業で、本会が必要または効果が高いと認める事業とする。

なお、次の事業は交付対象としない。

- ①構成員の互助共済のみを目的とするもの
 - ②政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
 - ③団体等の運営に要する人件費等の経費や福祉を目的としない事業
 - ④助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの
 - ⑤国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの
 - ⑥借入金の返済及び負債整理の補償となるもの
 - ⑦その他、本会において適当と認められないもの
- (2) 「赤い羽根共同募金たすけあい号」整備助成
湯梨浜町社会福祉協議会が行う、在宅福祉サービス、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車両の整備に対する助成をする。

5. 助成金の交付金額

助成金の交付金額は、次のとおりとする。

- (1) 広域にわたって活動する事業（町内全般にわたる活動事業）
《助成額》 1団体・事業：上限15万円
- (2) 小地域にわたって活動する事業（集落単位内の活動事業）
《助成額》 1集落・事業：上限5万円
- (3) 全町民を対象とした大規模な活動事業
《助成額》 1事業：上限80万円
- (4) 「赤い羽根共同募金たすけあい号」整備事業
《助成額》 車両購入額の3/4以内で上限50万円

但し、共同募金運営委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

6. 助成対象条件

- (1) ユニークで発展性・継続性のある事業を優先する。
- (2) 新たに開拓する事業を優先する。
- (3) 事業を実施する場合「**湯梨浜町共同募金委員会（共同募金助成金）の助成を受けて、この事業を実施しています**」とパンフレット等に表記すること。

7. 助成金の使用年度

助成金は原則として募金した翌年度の助成事業の経費に充当することとする。
ただし、歳末たすけあい義援金の助成並びに災害等の緊急の場合は、募金した年度とする。

8. 用途変更の禁止

助成金は、指定された用途以外に使用してはならない。
ただし、受配申請後やむを得ない事情により事業の内容又は経費を変更する必要性が生じた場合は、すみやかに変更の手続きを行わなければならない。

9. 募集期間

平成29年8月10日～9月30日

申請書は、本会事務局へ電話またはFAXにて請求する。なお、湯梨浜町社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることもできる。[\(http://www.yurihama-shakyo.jp/\)](http://www.yurihama-shakyo.jp/)

10. 選考方法

申請書類に基づき、効果度や実行性等について審査・選考を行い、採否と助成金の額を決定し、結果については平成30年4月中に本会から通知する。

11. 事業の調整

助成は、事前に決定した助成計画によって行うことを原則とするが、募金実績額に過不足が生じた場合は、助成計画を調整することができる。

12. 事業報告

事業完了後、所定の用紙にて速やかに報告すること。なお、事業内容によっては平成31年3月31日までに報告する。報告のない場合は、次年度以降受付しない。

13. 助成金の返還

対象事業が執行できなかった場合や実施要領及び事業実施の留意事項について著しく違反した場合は助成金の全額または一部を返還させることがある。

14. 問合せ

湯梨浜町共同募金委員会 〒689-0601 湯梨浜町大字泊 1085-1 つわぶき荘内
TEL 0858-34-6002 FAX 0858-34-6013 <http://www.yurihama-shakyo.jp/>